

公益財団法人東京 2025 世界陸上財団  
第 21 回理事会議事録

1. 開催日時：令和 7 年 1 月 22 日（水）正午
2. 開催場所：JAPAN SPORT OLYMPIC SQUARE 3 階 会議室 8
3. 出席者：（1）理事総数 10 名  
出席理事 10 名  
会長 尾縣 貢  
副会長 潮田 勉  
事務総長 武市 敬  
理事 田崎 博道、戸邊 直人（Web 出席）  
野口 みずき（Web 出席）、広瀬 史乃、古屋 留美  
八木 由里（Web 出席）、來田 享子（Web 出席）  
  
（2）監事総数 2 名  
出席監事 2 名  
工藤 陽子（Web 出席）、渡邊 剛

4. 議事

（1）決議事項

- 第 1 号議案 スポンサーシップ等の契約について  
第 2 号議案 マラソン競技実施に関する協定締結について

（2）報告事項

- ・東京 2025 世界陸上競技選手権大会の開会式日程について
- ・高度人材受入について

（3）その他

5. 理事会の議事の経過の概要及び議決の結果

上記のとおり本理事会は定款第 36 条の規定に定める定足数の出席があったので、定刻、会長が議長席に着き開会を宣し、次の議案の審議に入った。

なお、本理事会は Web 会議システムを併用して開催しており、Web 会議システムにより、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同等に適時

適確な意見表明が互いにできる状態となっていることを開会前に確認している。

(1) 第1号議案 スポンサーシップ等の契約について

議長は、第1号議案を上程し、事務局から資料に基づき説明がなされ、議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(2) 第2号議案 マラソン競技実施に関する協定締結について

議長は、第2号議案を上程し、事務局から資料に基づき説明がなされた。広瀬理事より「金額の妥当性はどのように判断するのか」との質問がなされ、事務局から「単価や規模等は互いに擦り合わせる中で、外部有識者を含む会議でも妥当性を確認しており、最終的には、報告書等を確認した上で支払いすることになる」と回答した。八木理事より「第三者に損害が生じた場合の損害賠償についてはどうなるのか」との質問がなされ、事務局から「役割と帰責性に応じて、第三者に対する損害の責任を負うことになる」と回答した。古屋理事より「今回のマラソン競技は都心部で初めて2日連続で実施されるということで、東京の都市活動にも大きな影響がある。東京マラソン財団には運営の経験やノウハウが蓄積されている」、また、田崎理事より「入札を実施せずに、東京マラソン財団と協定を締結するという判断をした経緯を確認したい」などの意見が述べられた。それらに対し、事務局から「マラソン競技の運営は、開催当日だけでなく、開催までの準備や関係者との調整も含まれており、コース周辺の自治会や町会をはじめ、警視庁や関係自治体など多くの沿道関係者との事前調整や大規模な交通規制に関する情報提供等豊富なノウハウや知見が必要である。東京マラソン財団は、半年後の大会までに、このような準備・運営業務を確実に行うことができる唯一の団体である。さらに、当財団は時限組織であり、本大会で得た経験を次に活かしていくことを考えると、東京マラソン財団と連携して進めることが最適であると判断した」と回答した。議案の賛否を諮ったところ、全員異議なく承認可決した。

(3) 報告事項 東京2025世界陸上競技選手権大会の開会式日程について

東京2025世界陸上競技選手権大会の開会式日程について、事務局から資料1に基づき報告がなされ、了承を得た。

(4) 報告事項 高度人材受入れについて

高度人材受入れについて、事務局から資料に基づき報告がなされ、了承を得た。

以上をもって議案の全部の審議及び報告が終了し、Web 会議システムを用いた本理事会は、終始異状なく終了したので、議長は、午後 1 時 30 分閉会を宣し、解散した。

上記の議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成し、定款第 39 条第 2 項の規定に基づき、出席した会長及び監事が以下に記名押印する。

議長兼議事録作成者 会長 尾縣 貢

令和 7 年 1 月 22 日  
公益財団法人東京 2025 世界陸上財団